

令和5年第7回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和5年6月26日（月）午前10時～午後0時5分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者（6名）

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 衣更着 潤

委員 熊谷 勇夫

委員 中村 祐美子

4. 説明のため出席した職員

教育部長 菅野 圭

教育企画課長 及川 盛敬

学務管理課長 高橋 晃一

学校教育課長 及川 仁

こども課長 大川 尚子

文化財課長 鈴木 直明

生涯学習部長 市川 清志

花巻図書館長 鈴木 秀宜

生涯学習課長補佐 菊池 功昇

5. 書記

教育企画課長補佐 畠山 英俊

教育企画課 総務企画係長 瀬川 千香子

教育企画課 総務企画係 主任 荒木田 美月

6. 議事録

○佐藤教育長

只今から、令和5年第7回花巻市教育委員会定例会を開催いたします。

会議の日時、令和5年6月26日、午前10時。

会議の場所、石鳥谷総合支所 大会議室。

日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。

議案第26号「花巻市博物館協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明を求めます。及川教育企画課長。

○及川教育企画課長

議案第26号「花巻市博物館協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるため「花巻市博物館条例」第11条の規定により設置している協議会であります。

協議会は、条例第11条第2項及び第3項の規定により、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者の10名で組織しておりますが、令和5年度定期人事異動により、沼田弘二委員が校長会での担当替えがあったことに伴い、同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書の1ページと議案第26号資料を併せてご覧ください。

新たに委員に任命しようとする者は、瀬川勝司氏、59歳、花巻市立南城中学校校長であります。

任期は、条例第11条第4項ただし書の規定により、前任者の残任期間である令和5年7月1日から令和6年6月30日までの1年であります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。

校長会の沼田弘二委員に代わって、瀬川勝司校長先生になるということですが、本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第26号「花巻市立博物館協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第26号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第27号「花巻市立図書館協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明を求めます。鈴木花巻図書館長。

○鈴木花巻図書館長

議案第27号「花巻市立図書館協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市立図書館協議会は、花巻市立図書館の運営に関し、図書館長の諮問に応じるとともに、必要な助言を行うため「花巻市立図書館条例」第7条第1項の規定により設置している協議会であります。

協議会は、同条例第7条第2項及び第3項の規定により、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、識見を有する者、公募による者の12名以内として組織しているところであります。

委員の任期は2年となっておりますが、現在任命しております委員の一部について、令和5年度定期人事異動及び関係団体の役員選任に伴い、同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めるものであります。

議案書2ページと議案第27号資料を併せてご覧ください。

新たに任命しようとする3人の委員は、林博文氏、58歳、花巻市立湯口小学校校長、小田島圭氏、58歳、花巻市立大迫中学校校長、佐藤貴哉氏、38歳、公益社団法人花巻青年会議所理事長であります。

任期につきましては、同条例第7条第4項の規定により、前任者の残任期間となりますことから、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの1年であります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。

佐藤貴哉氏は、青年会議所理事長ということでしたが、資料には、社会教育委員とあります。どちらでしょうか。鈴木花巻図書館長。

○鈴木花巻図書館長

社会教育委員の枠で選ばせていただくことになります。

○佐藤教育長

佐藤氏は、社会教育委員ということでございます。

本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

お諮りいたします。議案第27号「花巻市立図書館協議会委員の任命・解任に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第27号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第28号「国指定天然記念物『早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落』の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いします。鈴木文化財課長。

○鈴森文化財課長

はじめに、概要を説明させていただきます。

今回の現状変更許可申請書につきましては、県の環境生活部自然保護課からの申請でございます。平成28年5月の大雨による土砂崩れにより、河原の坊登山道が閉鎖されております。自然保護課では、登山道復旧に向けて現状確認を継続して行っておりますが、この一環として、今回は崩落地の岩石の化学分析を行うため、サンプルを採取するというものでございます。採取量は、こぶし大のものを2個から3個、重さは約3kgでございます。

それでは、提案理由を説明いたします。

国指定特別天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法第125条第1項の規定により、文化庁長官の許可を受けなければならないと定められております。

許可権限は、文化庁長官にありますが、同法第184条第1項第2号において、文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができると規定されております。

文化財保護法施行令第5条第4項第1号チに、文化庁長官の権限に属する事務のうち、「史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取」が市の区域内にて行われる場合、その許可は現状変更等の行われる市の教育委員会が行うこととすると規定されておりますことから、許可に関し議決を求めるものであります。

許可をしようとする内容についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。

特別天然記念物の名称は、「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」です。所有者は、国であります。現状変更の内容は、試験材料としての岩石採取であります。

次に、現状変更等の内容及び実施の方法について説明いたします。議案第28号資料の現状変更等許可申請書の写しも併せてご覧願います。

許可の申請者は、岩手県環境生活部自然保護課です。

現状変更を必要とする理由ですが、河原の坊登山道崩落の状況調査の一環として石の組成調査を行うためです。具体的な組成調査の内容としては、エックス線分析による組成分析及び膨潤性の確認を行うものです。膨潤性の確認とは、水を吸収したときに元の体積の何倍に膨らむかという性質を測るものでございます。

岩石採取の方法ですが、河原の坊登山道の崩落現場に崩落している石2～3個を手作業で採取するものです。採取する量は、約3kgです。

本件は、登山道に崩落した石を少量採取するものであり、また採取方法も手作業であることから、特別天然記念物に及ぼす滅失、き損の影響は非常に少なく、また景観に影響を与えるものではないことから、現状変更については許可することが妥当であると考えます。

また、本件の許可に当たっては、6月5日に開催しました花巻市文化財保護審議会において、現状変更に係るご意見をいただいたところ、「許可が妥当である」とされたことをご報告いたします。

以上のことから、本現状変更等の許可申請について許可しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。この件につきまして、質疑ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第28号「国指定天然記念物『早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落』の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第28号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第29号「花巻市指定史跡『花巻城本丸跡』の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いします。鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

議案第29号「花巻市指定史跡『花巻城本丸跡』の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」をご説明いたします。

花巻城跡の発掘調査は、花巻城跡の保存計画を作成するに当たり、遺構の状況確認を目的に、平成28年度から実施しており、令和10年には岩手県史跡指定並びに花巻城跡保存計画の策定を計画しているものであります。今回の現状変更等許可申請は、令和5年度の調査に係るものであり、次年度以降の調査分につきましては、改めて許可申請されるものであります。

それでは、今回申請されました現状変更等許可申請についてご説明いたします。議案書の5ページをお開きください。

指定史跡の名称は、「花巻城本丸跡」です。所有者及び管理者は、花巻市長であります。現状変更等を必要とする理由は、発掘調査のためであります。

次に、現状変更等の内容及び実施方法についてご説明いたします。議案第29号資料12ページの現状変更等許可申請書の写しと13ページ以降の図面も併せてご覧願います。

はじめに、調査位置と掘削方法について説明いたします。資料14ページの図面をご覧願います。

図面の右側、東側の部分でございますが、黄色の箇所が令和5年度に調査を予定している箇所でございます。図面の下地にある点と線は、江戸時代の本丸御殿絵図面です。これまでの発掘調査成果に基づき、現況の地形図と絵図面とを重ね、位置を推定したものでございます。

調査の方法は、御殿跡の東側建物と推定される位置の表土と盛土を、重機と人力により掘削し、その後に遺構を検出いたします。また、図の北側縁辺部分と南側部分、本丸外郭部分は、人力により掘削を行います。調査面積は、御殿東部の部分は212.5㎡、北側部分は12.5㎡、南側の部分は、5㎡部分を3か所として15㎡、合わせて240㎡でございます。発掘の調査の期間は、令和5年9月から11月までのうち、2か月半程度を予定しております。

今回の現状変更等許可は、花巻城跡の遺構等を明確にし、歴史的、文化的価値を後世に伝えるために行うものであり、花巻市文化財保護条例第36条第1項の規定により許可しようとするものであります。

なお、本件の許可に当たっては、6月5日に開催された花巻市文化財保護審議会においてご協議いただき、「許可が妥当である」とされたことをご報告いたします。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。

平成28年から調査してきて、ようやく東側の部分まできたということでございます。あとは、周辺のところを坪堀りするというのは、この辺にほかの施設がないとか、整地したときの状況がどうなのかとか、いろいろな絵図と比べて確かめたいということでございます。

この件につきまして、質疑ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第29号「花巻市指定史跡『花巻城本丸跡』の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第29号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第30号「花巻市指定有形文化財『立石神社及び神社所有文化財一括』の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いします。鈴木文化財課長。

○鈴木文化財課長

はじめに、概要につきまして説明いたします。

立石神社の本殿は、平成14年11月の指定でございます。今回の現状変更申請の内容につきましては、本殿を覆う鞘堂の修復に伴うもので、基礎石の安定のために、本殿と鞘堂のコンクリートによる補強、嵩上げを行うものでございます。併せて、軒部分の外れている部材を付け直す等の修繕も行います。また、鞘堂外側には、ポリカーボネート波板を使用して、本殿への風雨被害を防ぐための必要な措置を講じます。いずれの措置も大きく景観を損ねるものではなく、本殿への風雨被害を防ぐための措置でございます。

それでは、提案理由を説明いたします。議案書の6ページをお開き願います。

指定有形文化財の名称は、「立石神社及び神社所有文化財一括」です。所有者は、宗教法人立石神社です。現状変更の内容は、鞘堂の改修に伴う本殿基礎の改修です。本物件は、立石神社本殿1棟のほか、境内にある石鳥居など計32件の神社所有文化財が一括して指定されているものです。指定年月日は、平成14年11月21日です。現在の建物は、1846年ごろに建てられたものでございます。

それでは、現状変更等の内容及び実施の方法についてご説明いたします。議案第30号資料その1、16ページの申請書の写しを併せてご覧願います。

はじめに、「5 現状変更等を必要とする理由」についてです。立石神社本殿は、鞘堂によって保護されておりますが、その鞘堂が経年劣化し、本殿をき損する恐れがあるため、改修が必要であり、それに伴って本殿の基礎についても改修が必要となることから、現状変更等の許可を求めるものでございます。

次に、「6 現状変更等の内容及び実施の方法」についてです。内容は、本殿及び鞘堂の基礎の補修、本殿及び鞘堂の嵩上げ、本殿の部材欠落部分の補修であります。基礎の補修については、コンクリートによる嵩上げ、既存束石の高さ調整、水平・垂直調整を行います。

所有者から相談を受け、令和3年9月に状況確認を行い、修復の範囲によっては現状変更が必要である旨を伝え、その後複数回の相談を経て、令和5年5月18日に現状変更等許可申請書が提出されました。

最後に、許可申請書の「7 現状変更等により生ずべき物件滅失又はき損、景観の変化、文化財への影響」です。今回の現状変更では、鞘堂及び本殿の基礎をコンクリートにより補強しますが、束石は既存のものを使い、追加する場合には境内の自然石を使用するため、現在の素材を大幅に変更するものではありません。また、鞘堂の外側にはポリカーボネート波板を使用しますが、本殿への風雨被害を防ぐために必要な措置であり、そのことにより大きく景観を損ねるものではないと考えられます。これらの部分につきましては、建築専門の木村文化財保護委員にも、現地に足を運んでご確認いただき、修繕方法については、施工予定業者へ現地で指導をしていただいております。

また、本件の許可に当たっては、令和5年6月5日に開催されました花巻市文化財保護審議会において、現状変更等に係る意見をいただいたところ「許可が妥当である」とされたことをご報告いたします。

以上のことから、本現状変更等について許可しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、質疑ございませんか。役重委員。

○役重委員

変更許可について特段異存はないのですが、このように地元で管理する文化財の経年劣化による修復が、今後、人口が減少する中で、地域で課題になってくるのだろうと思います。ちなみに、修復に係る費用面や、助成の申請等は併せて出ているのかということについて、差し支えない範囲でお聞かせいただければと思います。

○佐藤教育長

鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

委員のおっしゃるとおりで、所有者の方々が文化財をこれから保存していくことは、非常に大変な時代になってきていると感じております。今回の立石神社につきましても、以前ご相談があり、市の補助金を活用して修復する予定であります。事前に文化財課にご相談いただきながら、どの部分をどのように修繕していくか、かつ文化財であるので、景観や大きな外観を変えることができない範囲の中で修繕をしていただくという部分については、適宜ご相談にのりながら、地元の方々にご対応しているという状況でございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

ありがとうございます。差支えない範囲で結構ですので、事業費はどれくらいかかるのでしょうか。

○佐藤教育長

鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

確認させていただきたいと思います。後ほどお答えいたします。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第30号「花巻市指定有形文化財『立石神社及び神社所有文化財一括』の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第30号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第31号「花巻市指定有形文化財『立石神社寄宮及び石碑群』の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いします。鈴木文化財課長。

○鈴木文化財課長

はじめに、概要につきましてご説明いたします。

立石神社の寄宮は、平成17年の6月の指定でございます。立石神社境内にある13棟の寄宮のうち、東側の奥から3棟目の稲荷神社の修復でございます。建物全体が、経年劣化のため傾いて今にも倒れそうになっております。そのため、土台石の安定化のためのコンクリートの打設、一部土台石の交換、土台材の交換を行います。屋根材は、現状同様のトタンに交換いたします。そのほか、建具、階段、角板なども、現状同様の部材使用により修繕することで全体の形状を損ねるものではないということでございます。これにつきましても、木村委員に現地確認をお願いして、指導をいただいております。

それでは、議案第31号の提案理由について説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。

指定有形文化財の名称は、「立石神社寄宮及び石碑群」です。所有者は、菊池義文氏です。現状変更の内容は、経年劣化した土台や屋根等の改修です。

はじめに、この「立石神社寄宮及び石碑群」についてご説明いたします。本物件は、立石神社の境内にある寄宮14棟、江戸時代中期から大正時代の石碑17基の計31件が一括して

指定されているものです。今回は、これらの寄宮のうち1件について現状変更等許可申請が提出されております。指定年月日は平成17年6月16日です。

それでは、現状変更等の内容及び実施の方法についてご説明いたします。議案第31号資料その1、22ページの現状変更等許可申請書の写しも併せてご覧願います。

はじめに、「5 現状変更等を必要とする理由」です。寄宮のうち1基が経年劣化により修理が必要であることから、現状変更等の許可を求めるものです。

次に、「6 現状変更等の内容及び実施の方法」についてです。内容は、基礎工事、腐食した土台の更新、屋根の葺き替え工事、そのほか破損部分の補修となります。

所有者から文化財課に相談があり、令和4年11月10日に文化財保護審議会建築専門の木村委員と一緒に状況を確認の上、修繕に当たっては、できる限り現状の部材を生かすこと、土台については自然石を使用すること等の助言を行いました。

最後に、許可申請書の「7 現状変更等により生ずべき物件滅失又はき損、景観の変化、文化財への影響」です。今回の現状変更は、現状同様の垂鉛、鉄板、屋根とするため、屋根などの景観を損ねるものではないと考えられます。また、工事内容は、全般的に老朽改修を目的としたものであり、現状と同等の規格の材料を使用した施工とすることから、改修後の見栄えは現状と変わらないものとなります。

本件の許可に当たっては、令和5年6月5日に開催された花巻市文化財保護審議会において、現状変更に係るご意見をいただいたところ「許可が妥当である」とされたことを報告いたします。

以上のことから、本現状変更等について許可しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

先ほど議決いただきました議案第30号、立石神社の本殿とセットでございます。第31号は、その脇にある寄宮、神社等を祀る部分であります。そのうちの所有者が異なるお稲荷さんの修復、現状変更であります。

先ほどの役重委員のご質問への回答をお願いします。鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

申請はこれから上がってきますので概算でお話いたします。本殿部分の概算事業費は214万円、それから、今ご説明いたしました寄宮の概算事業費は130万円で、そのうちの2分の1を市で補助するということでございます。

○佐藤教育長

この件について、質疑ございませんでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第31号「花巻市指定有形文化財「立石神社寄宮及び石碑群」の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第31号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第32号「花巻市指定有形文化財『木造大日如来坐像 1 体』の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

はじめに、概要につきましてご説明させていただきます。

四日町にございます自性院の本尊で、平成9年1月の指定であります。制作時期は、17世紀前半期と推定される仏像でございます。長年の安置により一部に剥がれた部分と全体の汚れが目立ってきております。自性院では、今年の11月に新住職の晋山式を予定しているとのことで、像の修復を考えております。寺の役員会の総意として、修復に当たっては、大日如来に多い形態の金色の塗装を行いたいと要望があり、指定文化財の現状変更の範囲を大きく超える行為なので、指定の解除を受けたいという申請内容でございます。

今年3月に、文化財保護審議会の時田委員に現地調査をお願いして、実際に仏像を見ていただき、胸部の破片を見る限り、金色の塗装が施された痕跡はない、それから、信仰の対象物であるので、所要者及び檀家の方々が強く望むのであれば、市の指定解除をしてから行うべきだというご意見をいただいております。

それでは、議案第32号の提案理由を説明させていただきます。

花巻市指定有形文化財の指定解除につきまして、花巻市文化財保護条例第5条第2項の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。

花巻市指定有形文化財であります「木造大日如来坐像 1 体」の指定解除につきまして、令和5年6月5日、花巻市文化財保護審議会の意見を求めましたところ、同日、「指定を解除することが妥当である」と答申されましたので、同条例第5条第1項の規定により、花巻市指定有形文化財の指定を解除しようとするものであります。

議案書の8ページと議案資料29ページから38ページの資料も併せてご覧願います。指定解除しようとする「木造大日如来坐像 1 体」についてご説明いたします。

種別は「有形文化財」、名称は「木造大日如来坐像 1 体」です。指定年月日は、平成9年3月14日、所在地は、花巻市四日町二丁目5番54号、所有者は、宗教法人自性院であります。

議案第32号資料31ページには、所有者から提出されました指定解除願、32ページには写真、33ページには文化財指定の調書を添付してございます。

木造大日如来坐像 1 体は、所有者である自性院の本尊であります。所有者より、新住職晋山式に当たり仏像修復を行いたい旨の連絡を受け、令和5年3月21日、文化財保護審議会の時田委員と現場調査を行いました。その際、所有者から「金箔塗り上げとしたい」というご相談がございまして、元々金箔が塗られていた形跡はなく、指定文化財の修理の範囲では、古来よりの技法にないものは許可できない、しかし仏像は信仰の対象であるので、住職・檀家が強く希望するのであれば、指定解除の上修復を行うこともやむを得ないと回答したところ、令和5年5月18日、所有者より、当寺役員会総意のもと金箔仕上げで修復を行いたいことから、指定解除願が提出されました。

修復に当たり、金箔を貼ることは、文化財の現状を大きく変えることであることから、花巻市文化財保護条例第5条第1項第2項の規定により、その指定を解除しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局より説明を受けました。この件につきまして、質疑ございませんか。熊谷委員。

○熊谷委員

確認です。金箔塗装ではない修繕であれば、解除しなくてもよかったということになりますよね。

○佐藤教育長

鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

そのとおりです。私も実際に見てきたのですが、住職の方から、今はこのような状態だけれども、金箔にしたいというお話をいただきました。その際に、指定の形とは変わるため、指定解除をしなければならないというお話をさせていただき、考えていただくよう申し上げました。その結果、やはり金箔にしたいという強い希望がありましたので、今回、解除とさせていただきました。

○佐藤教育長

形が変わるわけではないですが、金箔を施すということで、お姿がかなり変わるということです。本質は変わらないでしょうが、ぜひ金箔にしたいということでありましたので、指定解除という審議会委員の先生のご判断となったということであります。

ほかにございませんか。役重委員。

○役重委員

指定解除ということですので、もちろん慎重に考える必要があるのだろーと思いますが、そもそも金箔にしたいというのは、信仰上のことなのか、例えば、集客と言うと変ですが、保存、活用面を考えていることなのか、それとも、元通りに修復する方が費用がかかりすぎるという背景があるのか、おわかりであれば教えていただきたいと思います。審議会での専門家の皆様の議論が最も重要かと思しますので、指定解除申請に当たって、審議会でのどのような議論があったかということを教えていただきたいと思います。

○佐藤教育長

鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

金箔にしたいということについては、大日如来像は金箔が多いことから、金箔にしたいという所有者の意向のようです。それから、審議会の中でこういった意見が出されたかということについては、時田先生から、審議会の中で、現状の形とは変わるという説明をしていただきました。他の委員からは、特段、意見は出ておりません。

○佐藤教育長

なかなか専門的なお話だと思うのですが、市内でも少ない、真言宗のとても古いお寺です。大日如来は、今まで白木のものだったと思います。私も専門ではないのですが、金剛会を仕切るということで、新しいご住職が、ほかのところでも伝えられているもので、大日如来像は金を施した象徴的なものにしたいという非常に強い願いがあり、今回の状況になったということです。衣更着委員。

○衣更着委員

ご住職が新しくなることに合わせて、寺の修復を行うのはよくあることですが、一番のご本尊を修復するのが中心になるのではないのでしょうか。一旦解除されれば、文化財指定にはならないですね。そこまでして修復したいというのであれば致し方ないと思いますし、あとから指定したいといっても難しいですね。

○佐藤教育長

鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

あとから指定することにはならないと思います。

○佐藤教育長

本来、塗装していたものが少なくなって元に戻すということだと、本質的な部分については何も変わりません。湯本の大日如来がその例です。今回のものは、新しく21世紀のバールを纏うということになるので、審議委員の先生方が、少し違うのではないかという解釈をされたようです。像のつくりや制作年代の本質的な部分は失われるものではないと思いますが、また、再指定あるいは追加指定ということになると、審議委員の先生方のご意見を聞かなければならないですが、まず今回は、ご意向に沿った形で指定を解除することになるという審議委員の先生のご判断だと思います。

ほかにございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第32号「花巻市指定有形文化財『木造大日如来坐像 1体』の指定を解除することに関し議決を求めることについて」原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第32号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第33号「花巻市指定無形民俗文化財『豊沢大念仏剣舞』の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いします。鈴木文化財課長。

○鈴木文化財課長

はじめに、概要をお話させていただきます。

豊沢大念仏剣舞は、昭和52年12月の指定でございます。起源が古く、1280年、鎌倉時代に豊沢に伝授したと伝えられております。戦後の豊沢ダムの建設に伴い、昭和27年から離村が始まり、昭和41年には、全戸が市内各所に移転いたしました。旧村民は、豊沢会なる会を結成して絆を保っておりましたが、昭和45年の岩手国体において念仏剣舞を演舞することになり、これを機に、翌年に保存会が結成され、長年伝承されてまいりましたが、50年を経て、2代目、3代目と代替わりが進み、特に、豊沢出身の意識が薄れ、後継者が絶え、会の存続が不可能になったため、認定の解除を行いたいということでございます。

それでは、提案理由について説明させていただきます。

花巻市指定無形民俗文化財の指定解除につきましては、花巻市文化財保護条例第29条第2項の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。

今回の「豊沢大念仏剣舞」の指定解除につきましては、令和5年6月5日の花巻市文化財保護審議会の意見を求めましたところ、同日、「指定を解除することが適当である」と答申されましたので、同条例第29条第1項及び第30条第3項の規定により、花巻市指定無形文化財の指定を解除しようとするものであります。

議案書の9ページと議案資料の39ページ以降の資料も併せてご覧願います。

指定解除をしようとする「豊沢大念仏剣舞」についてご説明いたします。

種別につきましては「無形民俗文化財」、名称は「豊沢大念仏剣舞」、指定年月日は、昭和52年12月9日、所在地は、花巻市内各所、保持団体は、豊沢大念仏剣舞保存会であります。

資料41ページは、保存会会長から提出されました解散届の写しでございます。

「豊沢大念仏剣舞」は、豊沢地区に伝えられた念仏剣舞で、その始まりは鎌倉時代までさかのぼるといわれております。豊沢地区で代々伝承されてきましたが、昭和36年、豊沢ダム建設により地域が離散しました。昭和45年に保存会を組織し、昭和52年の指定時には約40名の会員がいたものの、2世、3世と代替わりするにつれ、保存会員が減少し、令和5年3月29日付で、保存会会長より解散届書が提出されました。解散理由は、「後継者不在のため」となっております。花巻市文化財保護条例第30条第3項の規定により、保持団体が解散したことから保持団体の指定は解除されたものとなり、花巻市文化財保護条例第29条第1項の規定により、指定の解除及び保持団体の認定を解除しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。

豊沢大念仏は、非常に古い念仏でございますが、豊沢ダムができて住民の方が4か所くらいに分散して、会をつくって頑張っていましたが、後継者がなかなかおられないということです。何とか保存、継承する方法はないかということで、検討したり話し合いをしたのですが、なかなか難しいという最終的なご判断で、今回の申請が出てまいりました。

この件について、質疑ございませんか。役重委員。

○役重委員

教育長からお話がありましたように、継承されてこられた方からすると、非常に苦渋のご決断なのかなと思いました。存続に関しても検討されたということで、やむを得なかったのかなと思いました。今後、例えば、記録をきちんと残したいということも出てくるかと思いますので、引き続きそういった方々のご支援にも務めていただければと思います。

○佐藤教育長

鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

6月5日の文化財保護審議会で、民俗の委員の先生からも、解散は残念で仕方ないけれども、記録として残していくべきだというご意見をいただいております。文化財課としては、高橋会長にお会いしたのですが、会長自身が持っている映像や記録があるというお話もありましたし、文化財課で持っている資料の中にも映像があると確認しておりますので、記録は今後も残していきたいと考えております。

○佐藤教育長

神楽のようにたくさん舞台がある郷土芸能ではなくて、これは、お盆供養で暗いところで行う、非常に回数も少ないものです。市内で大念仏は、太田、葛、大迫の中乙の3つです。太田については、まだまだ現役で大丈夫なのですが、葛と中乙は、後継者がいなくなってきたということでもあります。そういったことも含めて、これからしっかりと保存、継承していけるようご協力いただければと思います。いずれ、どの郷土芸能も後継者育成が難しくなってきた、どのようにしてクリアしていくかということが、これからの大きな課題になってくると思います。

ほかにございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第33号「花巻市指定無形民俗文化財『豊沢大念仏剣舞』の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第33号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第34号「花巻市指定天然記念物『秋葉のカスミ桜』の指定の解除に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いします。鈴森文化財課長。

○鈴森文化財課長

はじめに、概要をお話させていただきます。

「秋葉のカスミ桜」は、昭和51年9月の指定物件です。根周り約3.3mの大木で、東枝と西枝からなっておりました。具体的な指定調書がないので詳細は不明ですが、所有者の菅原家は、18世紀初頭には当地に入ったと伝えられております。

平成26年には、樹勢の衰えが著しく、花もあまりつけない状態でした。令和元年4月の強風により、東枝が根元から折れて倒れてしまいました。その年の11月に樹木医の診断を受けましたが、樹勢の回復には、大変大掛かりな処置が必要とのことで、所有者は、これ以上の保護管理は不可能であるということで、指定解除願が提出されたものでございます。

令和3年には、文化財保護審議会委員の植物の担当でございます外館委員にも調査をお願いして、報告書をいただいております。その中で、外館委員からは、文化財指定の大きな要因となった東枝が枯れて死んでしまったことで、指定理由には極めて弱いものとなったこと、現存している西枝は、周囲のスギや広葉樹に圧迫されており、樹の勢いは弱いものとなっており、これを回復させるためには、周辺のスギや広葉樹の伐採除去や支柱設置による支えが必要であり、多くの経費と労力が必要であるとのご意見をいただいております。

なお、6月5日には、もう1人の植物がご専門の竹原文化財保護審議会委員にも現地を見ていただいておりますが、同様のご意見をいただいております。

それでは、提案内容を説明いたします。

花巻市指定天然記念物の指定解除につきましては、花巻市文化財保護条例第34条第3項の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。

花巻市指定天然記念物であります「秋葉のカスミ桜」の指定解除につきまして、令和5年6月5日、花巻市文化財保護審議会の意見を求めましたところ、同日、「指定を解除することが適当である」と答申されましたので、同条例第34条第1項の規定により花巻市指定天然記念物の指定を解除しようとするものであります。議案書10ページと議案資料の48ページ以降の資料も併せてご覧願います。

指定解除する「秋葉のカスミ桜」についてご説明いたします。

文化財の種別は、「天然記念物」、名称は、「秋葉のカスミ桜」、指定年月日は、昭和51年9月27日、所在地は、花巻市東和町北川目1区71番地、所有者は、菅原靖男氏であります。

議案第34号資料50ページは、所有者から提出されました、き損届出書、51、52ページには、写真を添付してございます。53ページには指定解除願、54ページには指定当時の指定書も添付してございます。55ページの、外館委員からの調査所見という調査報告書も併せてご覧いただきたいと思います。

「秋葉のカスミ桜」は、所有者宅の敷地内に自生しており、樹齢350年ほどと推察されている桜です。令和元年5月の強風により樹幹が折れたことから、所有者からき損届が提出され、その後、樹木医の診断により、樹木全体が非常に弱っており、対処には大掛かりな作業と多額の費用が必要であるとの結果が出ました。これを受けて、令和2年には所有者より指定解除願の提出があり、令和3年と令和5年には文化財保護審議会委員が現地視察を行い、本樹木の文化財指定の大きな要因であった東幹が折れ、枯死していること、残った西幹も非常に樹勢が弱く、その回復には周辺のスギの伐倒や支柱設置等多くの経費と労力を要し、所有者への大きな負担となることから、指定解除が適当であるとの意見をいただきました。

以上のことから、「秋葉のカスミ桜」は、花巻市文化財保護条例第34条第1項の規定により、その指定を解除しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。この件について、質疑ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第34号「花巻市指定天然記念物『秋葉のカスミ桜』の指定の解除に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第34号は原案のとおり議決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩後)

○佐藤教育長

それでは、日程第3、報告事項に入ります。

令和5年第2回花巻市議会定例会教育関係事項について、事務局から報告をお願いいたします。菅野教育部長。

○菅野教育部長

6月16日から開催されております、令和5年第2回定例会での教育委員会関係事項についてご報告いたします。資料No.1-1をご覧ください。

はじめに、一般質問です。今回は14名中4名の議員から質問がありました。答弁の詳細については、資料No.1-2以降をご覧ください。概要をお話いたします。

1件目、佐藤峰樹議員から、矢沢地区の義務教育学校に関して、矢沢小学校及び矢沢中学校への導入について、新校舎の建設について、矢沢学童クラブの整備について、特別支援教育についての4点について質問がありました。矢沢地区の義務教育学校については、4月に矢沢小中学校のPTA会長、矢沢地域振興会長の連名で要望を受けたもので、質問の1点目から3点目については、このご要望の内容に沿ったものとなっております。答弁では、1点目の義務教育学校の導入について、これまでの経緯、義務教育学校の特徴やメリット・デメリット等について説明した上で、義務教育学校への移行に必要な基本構想の策定に向け、6月に準備会を立ち上げたこと、そこで課題の整理や大まかなイメージを作成後、設立委員会を組織し、矢沢地域の特色を生かした義務教育学校の基本構想をしっかりと策定していきたい旨、お答えしています。2点目の新校舎の建設については、改築や長寿命化などの整備方法の検討や施設整備費と国庫補助金等の費用の概算額を算定するため、現在の校舎の耐力度調査を実施することで、本定例会で補正予算を上程しており、その調査結果を確認し、候補地や建築方法について検討し、PTAや地域の意見を参考として判断していく旨、お答えしております。3点目の学童クラブの整備については、現在の学童クラブは矢沢小学校の余裕教室を利用しておりますが、今後も児童の安全・安心等から校舎に隣接する形で整備するのが好ましいと考えており、校舎建築の方向性と併せて検討していく旨、お答えしております。4点目の特別支援教育については、義務教育学校は、保護者や関係機関と学校が9年間継続的に関係を築きやすいというメリットもあると

認識しており、特別支援教育の充実を図る有効な学校形態の一つと認識している旨、お答えしております。

2 件目、桜井肇議員から、県立大迫高等学校について質問がありました。1 点目の高校生おおはさま留学生の確保等の成果については、大迫総合支所が担当し、市長が答弁しております。答弁では、平成28年3月に岩手県教育委員会から、新たな県立高等学校再編計画が示され、入学者数が2年連続で20人以下となった場合には、原則として翌年度から募集停止とし統合することとされ、入学者を確保するため、岩手県立大迫高等学校生徒確保対策協議会等と協議し、平成30年度に高校生おおはさま留学生制度を策定し、令和元年度より留学生の受入れを始めたこと、大迫高等学校の令和元年度からの入学者数の現状については、令和元年度は、留学生1名を含む34名、令和2年度は、留学生1名を含む27名、令和3年度は、留学生の受け入れはなく17名と20名以下となったものの、令和4年度は、留学生の2名を含む22名となり、留学生受入れにより高校の存続要件である新入学者21名以上を確保できたこと、令和5年度は、留学生6名を含む27名の入学者となっていること、また、大迫高等学校の生徒への支援として、通学費、学習支援費、制服購入費、各種検定費用の補助を行っているほか、留学生に対する支援として、入学する前の県外中学生に対するオープンスクールに参加するための交通費、県外留学生の帰省費用への補助、ホテルベルンドルフを改修した学生寮の整備、地元の方による生活支援員の配置を行っており、今後も留学生確保に努めていく旨、お答えしております。

2 点目、存続についての県教育委員会の見解については、教育長が答弁しております。答弁では、県立高校再編については、岩手県教育委員会が、令和3年5月24日に公表した令和7年度までの計画期間とする新たな県立高等学校再編計画（後期計画）も示されており、令和8年度以降を計画期間とする次期再編計画については、今年度から検討を進めていくこととしていること。現在の計画では、大迫高校は再編の対象にはなっていないが、大迫高校のような1学年1学級の学校については、入学者数が2年連続20人以下となった場合には、原則として6年度から募集停止とし、統合に向けた協議を行うこと。また、再編の方向として、1学級校についてはできる限り維持しつつ、入学者の状況、地域の実情を踏まえながら、その在り方を検討するとされていること。花巻市教育委員会としては、大迫高校の更なる魅力化を図り、生徒確保に努めていくこと。また、仮に入学者が2年連続20人以下となった場合でも、地域への十分な説明や意見聴取に努めながら、慎重に対応するよう県に要望しており、今後も県の動きを注視しながら大迫高校の存続に関係団体と協力して取り組んでいく旨、お答えしております。

3 件目、鹿討康弘議員からは、小中学校における不登校について、不登校傾向にある児童生徒の現状について、適応指導教室「風の子ひろば」の利用者数について、フリースクールの周知方法についての3点について質問がありました。答弁では、現状について、年間30日以上欠席があった児童生徒数は、令和4年度末時点で、小学生39人、中学生88人であること、欠席日数30日に満たない不登校傾向にある児童生徒数は、小学生19人、中学生32人と捉えていること、その上で、これらの児童生徒の状況は個々に異なり、この中には、学校の教育活動への適応を目指して、保健室などへの別室登校や、短時間の登校をしている児童生徒や学校外の施設で相談・指導を受け、社会的自立に向け、懸命な努力をして回復を目指している児童生徒が多く含まれていることをご理解いただきたい旨、お答えしています。2点目の「風の子ひろば」の利用者数については、令和4年度に通級した児童生徒数は、小学生3人、中学生13人、令和5年度は、5月時点で、小学生2人、中学生7人が通級している旨、お答えしております。3点目のフリースクールの周知方法については、通常の学校教育になじめない児童生徒については、別室での受入体制を整え、なじめない要因の解消に努めたり、本人や保護者の希望を尊重した上で、場合によっては「風の子ひろば」、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、様々な教育機会を活用して支援をすることに努めるため、フリースクールについては、本人にとって必要な支援策として学校から紹介したり、また、児童生徒や保護者のニーズに沿って学校が情報提供していく旨、お答えしております。

4 件目、似内 一弘議員から、学童クラブについて、学童クラブの利用実績及び今後の見通しについて、事務運営の効率化についての2点の質問がありました。

答弁では、利用実績については、現在19学童クラブ、33支援単位が開設され、1,270人の児童が利用しており、市内の小学校児童で30.9%の利用率で、3年前と比較すると、117人、4.9%増加していること、増加要因は、核家族化や共働きの世帯の増加と捉えており、今後の見通しについては、令和7年度に利用児童数のピークを迎え、令和8年度以降、緩やかに減少していく見通しである旨、お答えしております。

2点目の事務運営の効率化について、これまで保育料や職員の待遇などを統一し、事務を画一的に行えるよう花巻市内学童クラブ連絡協議会と検討した経緯があるが、各クラブそれぞれの背景や考え方の違いにより実現に至っていないこと、その中で、国・県の交付金である「育成団体支援体制強化事業加算金」を活用し、会計事務や衛生管理、環境整備などを行う職員の雇用、あるいは業者への委託により支援員等の負担軽減に取り組んでい

ること。加算制度もございますことから、制度の周知に努めること、また、今後の事務の共同処理を含めた事務運営の効率化に向けた検討を進めていく旨、答弁しております。

次に、議案審議、資料No.1－1の1ページです。条例については、花巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び花巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、こども家庭庁設置法の施行に伴い所要の改正をしようというものでございます。

2ページをご覧ください。令和5年度一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。資料No.1－4を併せてご覧ください。

歳入につきましては、説明を省略させていただきます。

歳出でございます。教育企画課の私立高校振興事業費95万円は、エネルギー価格高騰の影響を受けている私立花巻東高校に対し、95万円を上限として、令和5年度上半期の光熱費を令和3年度と比較し、上昇した額の2分の1を支援するものです。これは岩手県補助金の上乗せ補助金でございます。小学校施設維持事業費1,742万4,000円は、矢沢小学校と矢沢中学校の義務教育学校への移行に向けた検討を行うため、矢沢小学校の耐力度調査経費を計上するほか、宮野目小学校の給食配送車入口の改修に必要な経費を追加するものです。中学校施設維持事業費1億3,129万4,000円は、小学校費と同じく、矢沢中学校の耐力度調査経費を計上するほか、令和4年度に実施設計を行いました、東和中学校大規模盛土造成地の滑動崩落防止対策工事費などを追加するものです。学務管理課学校給食管理室の学校給食センター改修事業費につきましては、繰越明許費補正変更となりますが、給食センター車両の価格上昇に伴い金額を増額するものです。学校教育課の人権教育研究推進事業費18万円は、令和4年度に引き続き、花巻北中学校が県から人権教育研究指定校に指定されたことから、基本的な人権について学ぶ講演会の開催などの経費を計上するものです。

資料No.1－4の2ページをご覧ください。こども課の一般行政経費877万2,000円は、はなまきボラン保育園の廃止に伴う返還金が、国の事務手続きの関係上令和5年度とされたため、再度計上するほか、いわて子育て応援保育料無償化事業の電算業務委託料を計上するものです。放課後児童支援事業費30万円は、寄付者の意向に沿い、学童クラブの備品購入を行うものでございます。保育施設等物価高騰対策事業費2,163万6,000円は、原油価格、物価高騰の影響を受けている保育施設等に対する支援でありまして、給食材料費の価格上昇相当額を支援する保育所等を支援するもので、保育所等給食支援費1,598万4,000円と1施設当たり20万円を上限とし、令和5年度上半期分の電気料金を、令和3年度と比較

して上昇した額の2分の1を支援する、保育所等光熱費支援金565万2,000円を計上するものです。保育施設環境整備支援事業費1,558万7,000円は、南城保育園で実施する防犯カメラ等の整備と（仮称）石鳥谷こども園に移転する石鳥谷町地域子育て支援センター整備に対する補助金を追加するものです。

資料No.1－4の3ページをご覧ください。博物館の維持保全経費788万7,000円は、花巻市博物館内の空調設備について不調が続いていることから、点検や整備を行うものです。

資料No.1－1の2ページにお戻り願います。

3、令和4年度花巻市一般会計繰越明許費の繰越しについては、説明を省略させていただきます。内容につきましては、資料No.1－5をご覧ください。

4、工事の請負契約の変更に関する専決処分 の報告については、現在進めております桜台小学校長寿命化改良工事について、建設工事、機械設備工事のそれぞれについて、請負契約の変更について専決処分を行ったことについて報告したものです。変更金額等については資料のとおりであります。

次に、Ⅲの請願について、岩手県教職員組合花北遠野支部から議会に対し、「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求めることについて」請願があり、6月23日開催の文教福祉常任委員会に、説明者として教育部長、学務管理課長が出席し、国や県の状況等を説明し、請願内容については適当と考える旨、述べております。審議は、6月29日の予定となっております。

最後に、資料には記載しておりませんが、6月29日の最終日に追加提案として、花巻市立新堀小学校における物損事故に係る損害賠償事件に関する和解及び損害賠償額の決定に関し議決を求める案件を予定しております。これは、令和5年4月13日、午前9時ごろ、腐食が進んでいた新堀小学校敷地内の杉1本が強風により倒木し、隣接する住宅及び物置小屋の屋根部分を破損させたもので、損害賠償金額140万2,861円で和解しようとするものです。

なお、これを受けまして、各小中学校に対し樹木の安全管理について通知するとともに、心配な樹木について報告を求めましたが、現時点では倒木の危険がないことを確認しております。

議会案件についての報告は以上となります。

○佐藤教育長

次に、生涯学習部から報告をお願いします。市川生涯学習部長。

○市川生涯学習部長

生涯学習部分につきましてご説明いたします。生涯学習部で補助執行を受けている部分につきまして、5名の議員から質問があったところでございます。内容についてご説明いたします。資料No.1－3をお開きいただきたいと思います。

まず、久保田彰孝議員から、新花巻図書館建設候補地について、JR東日本との協議状況について、建設場所決定のスケジュールについて、意見集約の方法について質問がございました。JR東日本との協議状況につきましては、平成29年8月に新花巻図書館整備基本構想を策定いたしまして、令和3年4月には、新花巻図書館整備基本計画試案検討会議を設置し、サービスや機能などのソフト部分について協議をしてきて、大方の集約ができたのち、そのサービスや機能に見合う図書館の場所としてどこがいいかとの観点から、建設場所についても試案検討会議の皆様から意見を伺い、駅前スポーツ用品店の場所がいい、又はどちらかと言えばいい、との意見が多かったことから、令和4年度、同会議において検討してきた新花巻図書館のサービスや機能についてと、駅前のスポーツ用品店敷地を所有するJR東日本に対し具体的に交渉することについて、市民説明会を開催してきたという、これまでの状況をご説明いたしました。

2ページ、説明会等においては、若い世代の方々や高校生を中心に、花巻駅前スポーツ用品店敷地を推す意見が多い一方で、旧総合花巻病院跡地を希望する意見が特に市民説明会で多くあり、また、市民の中には、駅前のスポーツ用品店に整備する場合の事業費と、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の事業費の比較検討なしには判断できないという趣旨の意見も多くあったことから、JR東日本盛岡支社には、このような市民の皆様の意見の状況をお伝えし、今後、市としては花巻駅前のスポーツ用品敷地に図書館を整備する場合の建設費や駐車場などの関連施設の整備事業費、配置のイメージを、旧総合花巻病院跡地に整備する場合と比較できるようにして、市民に説明していきたいということもお伝えし、その前提として、スポーツ用品店敷地とその付帯する土地全てを市に譲渡いただけないか申し出ており、そのような場合の条件提示をお願いしてきた、ということを報告いたしました。JR東日本盛岡支社からは、今般、市から要望をしておりました全ての土地約3,664㎡を対象として、用地譲渡について協議を進める旨、社内整理が整ったとの報告をいただいたところであります。

3ページです。現時点において、具体的な価格については今後の協議となっております。市としては、今回のJR東日本の提示については、誠意ある対応をしていただいたと認識しております。これまでも申し上げておりますが、基本的にJR東日本では、そもそも土

地は売らないというスタンスであったところを、賃貸借という可能性も含めて検討してきた中で、譲渡について協議に応じてもよいという段階に、社内の中でも整理がついたという状況になったということです。今後、協議を進めたいと考えていると答弁しております。

スケジュールにつきましては、先ほど申し上げておりますが、花巻駅前のスポーツ用品店敷地に整備する場合と、旧総合花巻病院跡地に整備する場合の整備事業費、イメージなど、市民の皆様が比較検討できるような資料を作成したいと考えており、これにつきましては、新花巻図書館整備基本計画試案検討会議においてご意見をお聞きして、調査費、予算などを議会に提案させていただきたいと考えており、それが可決されたあかつきには、早急に調査を実施し、市民の皆様提示していきたいと考えていることを答弁しております。

意見集約の方法についてのお尋ねにつきましては、同様の答弁をしております。まずは、2つの候補地の場所に建てた場合の整備費、イメージなどを調査して、新花巻図書館整備基本計画試案検討会議において委員の方々の意見を聞いてから、市民の皆さんにお示ししたいと考えていることを答弁しております。

久保田彰孝議員からは、新花巻図書館建設候補地についてのうち、旧総合花巻病院跡地についての質問が出されております。総合花巻病院の移転に関しましては、健康づくり課地域医療対策室の担当になります。「総合花巻病院の移転整備に関する協定」に基づき、この土地につきましては、双方で不動産鑑定をした上で、合意・決定した額で花巻市に譲渡するという内容になっております。

一部人工地盤、コンクリートの部分につきましては、解体工事後の売買の期限を延期したいという申し出があり、これについては、令和3年11月11日に変更協定を結んで、3年後までとして、解体撤去した上で市に譲渡するとしたというものでございます。人工地盤以外の総合花巻病院跡地につきましては、令和5年3月末までに、解体、土壤汚染除去等が順調に完了したということで、8月中旬には不動産鑑定評価の報告が上がる予定となっており、その鑑定評価を基準として譲渡金額を総合花巻病院側と協議し、遅くとも本年度中には、土地を取得したいと考えていると答弁しております。土地取得後は、その敷地について地盤調査の実施を考えており、3か月ほどと見込んでいる、実際に譲渡を受けてから3か月ほどの調査の予定になっております。

新花巻図書館の建設場所にすることについて、JR東日本から土地を購入すること自体が難しいのであれば、建設用地は病院跡地にした方がよいのではないかという趣旨のご質問

であります。現段階で、この2か所について希望している方々がいるということから、旧総合花巻病院跡地を、現時点において建設場所と決めるというのは困難であって、まだ、市の土地になっているわけではないということから、我々としては、その決定をすることはできないと答弁しており、JR東日本盛岡支社から示された条件を協議した上で、市民の皆様にもまたご説明していきたいと答弁しているものでございます。

9ページであります。伊藤盛幸議員からは、生涯学習についてということで、補助執行についての質問がございました。これまでも教育委員会議でもお話をしてきた経緯がございますが、社会教育施設と社会教育事業について、生涯学習部が補助執行をしていることについての見解を聞かれたものでございます。これまでの経緯を説明した上で、補助執行している社会教育事業については、社会教育委員会議においても毎年評価をいただいていること、また、この社会教育委員会議で行われた評価についても、令和4年7月に開催された花巻市教育委員会協議会において、報告していること、また、令和4年12月の花巻市総合教育会議においては、社会教育の課題についてということで、協議もしてきたものでございます。このような状況を踏まえまして、今後も教育委員会の権限に属する事務として、市長部局において補助執行していきたいと答弁しております。

次に、生涯学習についての2点目、第2次花巻市まちづくり総合計画における位置づけについてというご質問でありました。まちづくり総合計画の担当は秘書政策課ですが、一緒に検討の上、答弁したものでございます。現在の計画において、12ページ、現総合計画において生涯学習は「人づくり」分野に位置づけております。教育委員会は全て「人づくり」分野に入っており、そのうちの一部となっております。第2次花巻市まちづくり総合計画においては、「子育て・人づくり」分野に位置づける予定であるということをお話しております。そして、生涯学習の理念は、社会教育、スポーツ、芸術のみならず、たくさんの分野において、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会とされていることから、学びの機会の提供に努めてまいりたいと答弁をしたものでございます。

14ページ、高橋修議員からも、新花巻図書館の建設場所についての質問をいただいております。令和5年度の進め方について、久保田彰孝議員と同様の答弁でありますので、省略させていただきます。

17ページ、鹿射康弘議員からも、進捗状況について、スポーツ用品店の意向についてという質問がございました。17、18ページは、これまでの答弁と同様であります。久保田彰孝議員と同様で、2点目のスポーツ用品店の意向についてというお尋ね、スポーツ用品店

とは交渉しているのかという質問でありましたが、そもそも土地の所有者はJR東日本が所有しておりますので、市から直接スポーツ用品店には意向を聞くことはしていないという答弁をしております。

20ページ、羽山るみ子議員から、新花巻図書館の整備について、JR東日本との交渉状況、意見集約の見通し、建設場所の決定に係る進め方について質問いただいておりますが、これまでご説明してきた今年度の進め方についての答弁と同様でございます。(4)新花巻図書館整備基本計画試案検討会議についても質問がありました。これまで要綱で設置していたものにつきまして、前回の議会で市のそのような附属機関を全て条例で位置づけております。これによって何か変わることがあるのかというご質問でしたが、定数、任期、構成については、変更はないという答弁をしております。今後は、試案検討会議でこれまでも申しておりますとおり、2つの候補地について具体的に調査した上で、ご意見をいただきたいと考えていることをご説明したものでございます。

次に、補正予算についてでございます。資料No.1－4の4ページをお開きください。

令和5年度一般会計補正予算(第2号)の生涯学習部補助執行分でございます。生涯学習都市会館の体育室屋根及び給排水設備、また、石鳥谷生涯学習会館の本館外壁塗装工事であります。これをについて、どちらも積算単価の上昇で不足する分の額を追加したものでございます。

2番目、花巻図書館の改修工事です。昨年、建築基準法の不適合箇所が見つかり、それを改修する工事費でございます。

3番目、宮沢賢治記念館につきましては、10万円の歳入であります。宮沢賢治記念館の資料修復費用として寄附をいただいたものでございます。

以上で、生涯学習部の分についての説明を終わります。

○佐藤教育長

只今の報告について、質疑ございませんか。衣更着委員。

○衣更着委員

大迫高校についてです。花巻市には存続のための支援をいただきありがとうございます。2年連続で20人を下回ると統合に向けたゴーサインがなされるわけですが、大迫高校に関しては、県教委が魅力促進事業の指定校になっていることから、仮に、2、3年ぐらい連続で20人下回っても存続の希望があるというニュアンスで受けとったのですが、どうでしょうか。留学生も今年は6名入ったことを踏まえて、特色ある学校ということで希望

が持てるのかなとも思いましたが、答えようのない話かもしれませんが、その原則にとらわれないということは、よい方に解釈してよいか、お聞きします。

○佐藤教育長

菅野教育部長。

○菅野教育部長

やはり生徒を確保するための事業ということで、魅力度を高めていくことは、生徒確保に努めるという趣旨で行われているものだとは認識しております。事業を一生懸命行って生徒を確保することが最優先ですが、その結果、生徒確保ができなかった場合には、やはり原則として、統合に向けた検討の対象になってくるとのことだと理解しております。ただ、市といたしましても、2年連続20名以下になれば統合することが原則ですが、それに向かわないで、地域と向き合って十分検討の上、県教委にも考えてほしいということで要望を続けていくという趣旨でございますので、なかなか安心できる状況ではないと理解しております。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、「質疑なし」と認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次の報告、教育委員会関連行事につきましては、お手元に配布いたしました日程表によりまして、報告に代えさせていただきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会いたします。長い時間ありがとうございました。